宅建業免許の更新申請等の郵送受付について

　宅建業免許の更新申請や変更届等の郵送受付を次のとおり始めます。

○　**更新免許申請又は宅地建物取引業者名簿登載事項変更届で、提出期限**（更新申請は期間満了の３０日前、変更届は事実発生から３０日以内）**を過ぎたものは郵送受付の対象外となります。**

○　**書類の受付日は**発送日ではなく、**建設業課の受領日となります**ので、発送は余裕を持って行ってください。

○　郵送受付は対面で行う持参の受付に比べると、**補正のやりとり、返送の手続きに時間を要することが考えられます**ので、免許更新申請については、期限内に提出されたものであっても免許の**期間満了日までに新しい免許証がお手元に届かない場合が想定**されますので、予めご了承ください。

**【**郵送受付開始時期**】**

　　平成27年４月１日（水曜日）

**【**郵送受付の対象となる申請等**】**

　１　更新免許申請書

２　宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書

３　免許証書換え交付申請書

４　免許証再交付申請書

５　廃業等届出書

６　法第５０条第２項の届出書

７　宅地建物取引士死亡等届出書

**【**郵送申請等の方法**】**

**簡易書留により、**次の書類等を送付してください。

○　申請書、変更届出書には様々な個人情報が含まれていることから、必ず簡易書留により送付してください。

○　簡易書留以外の方法での郵送や郵便事故等により申請書類等が建設業課に到達しない場合については、申請者、届出者の責任とさせていただきます。

　(1)　郵送受付の対象となる申請等に必要な申請等書類及び添付書類

　（正本・副本　各１部）

※法第50条２項の届出で、免許権者と案内所の所在地が異なる場合

（正本２部・副本１部）

　(2)　セルフチェック表（更新申請の場合のみ）

　 建設業課のＨＰに掲載されているセルフチェック表をダウンロードして、提出する書類をチェックし、チェック済のチェック表を同封してください。

ダウンロード先

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531874/p15649.html>

の「免許申請書ダウンロード（様式１号）〔Wordファイル/750KB〕」内

　(3)　返信用の封筒

ア　副本返信用　１通

※返信先の住所等を記載してください。

※返信に必要な料金分の切手を貼付してください。

（封筒の大きさ、重さによって料金が異なりますのでご注意ください。）

　　 イ　免許証送付用　１通

（更新免許申請、免許証書き換え交付申請及び免許証再交付申請の場合のみ）

※封筒のサイズは角型２号（240mm×332㎜）

※申請・届出者の住所等を記載してください。

（行政書士を送付先にしないでください。）

　　　　※１２０円分の切手を貼付してください。

○　**返信用封筒に必要な料金分の切手が貼付されていない場合、副本等を建設業課に取りに来ていただくことになります。**

**【**送付先**】**

　・〒221-0835　横浜市神奈川区鶴屋町２－２４－２

　　　　　　　　かながわ県民センター**４階（階数も必ず記載してください）**

 　　　　　　建設業課横浜駐在事務所（宅建指導担当）

**【**注意事項**】**

・　副本がお手元に届く前に建設業課から申請等について確認の連絡をすることがありますので、郵送した正・副本のほかに**手元に一部控えをお持ちください。**

・　補正指示は電話等で補正内容を伝えた後に補正指示書をファクシミリで送りますので、**ファクシミリ番号を申請書、届出書に必ず記載してください。**

・　補正後の書類は、**補正指示書のコピーと共に建設業課の指定する補正期限までに郵送もしくは持参してください。**

・　**補正が多い場合や補正内容によっては、来庁していただくことがあります。**

・　**宅地建物取引士の資格登録等の手続きについては、**従来どおり**神奈川県宅地建物取引業協会へ持参**での取り扱いとなります。